

## 中分類 20—化学工業

## 総 説

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

主として鉄、非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は中分類 26—鉄鋼業又は中分類 27—非鉄金属製造業に、主として石油精製又はコークス製造を行う事業所は中分類 21—石油製品・石炭製品製造業に、主として調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は中分類 12—食料品製造業に、主としてアルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は中分類 13—飲料・飼料・たばこ製造業に、主として硫黄の蒸留を行う事業所は大分類 D—鉱業〔0831〕に、主としてガラスの製造、石灰石、ドロマイドのほう焼を行う事業所は中分類 25—窯業・土石製品製造業に、主としてゴム製品を製造する事業所は中分類 23—ゴム製品製造業に、また、主として購入した化学工業製品の包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は大分類 I—卸売・小売業、飲食店に分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

## 201 化学肥料製造業

主として窒素質肥料、りん酸質肥料、複合肥料などを製造する事業所をいう。

## 2011 窒素質・りん酸質肥料製造業

主としてアンモニア及びアンモニア誘導品、例えば硫酸アンモニウム(硫安)、硝酸アンモニウム(硝安)、硝酸、尿素、塩化アンモニウム(塩安)、石灰窒素、過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥などを製造する事業所をいう。

主として化成肥料を製造する事業所は細分類 2012 に分類される。

○アンモニア・アンモニア誘導品製造業；硫酸アンモニウム製造業；尿素製造

業；硝酸アンモニウム製造業；硝酸製造業；硝酸ナトリウム製造業；亜硝酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業；石灰窒素製造業；過りん酸石灰製造業；溶成りん肥製造業；焼成りん肥製造業；重焼成りん肥製造業  
×副生硫酸アンモニウム製造業〔主製品の属する分類に分類される〕；回収硫酸アンモニウム製造業〔主製品の属する分類に分類される〕；塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）〔2021〕；カルシウムカーバイト製造業〔2022〕；りん酸製造業（電炉によるもの）〔2022〕；化成肥料製造業〔2012〕

## 2012 複合肥料製造業

主として窒素、りん酸又はカリのいずれか2成分以上を含有する複合肥料を製造する事業所をいう。

ただし、上記肥料成分が動植物質のみに由来する肥料は本分類に含まれない。

○複合肥料製造業（化成・配合肥料など）

×有機質肥料製造業〔1353〕

## 2019 その他の化学肥料製造業

主としてけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料など、他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。

○けい酸質肥料製造業；苦土質肥料製造業；マンガン質肥料製造業；ほう素質肥料製造業

## 202

## 無機化学工業製品製造業

原則として工業原料として用いられる無機化学工業製品を主として製造する事業所をいう。

主として診断用試薬を製造する事業所は小分類206〔2062〕に、診断用以外の試薬を製造する事業所は小分類209〔2098〕に、無機殺虫剤を製造する事業所は小分類209〔2092〕に分類される。

## 2021 ソーダ工業

主としてか性ソーダ、ソーダ灰、重炭酸ナトリウム、塩酸、さらし粉、さらし液、塩素、次亜塙素酸ナトリウム、亜塙素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、過塙素酸ナトリウム、金属ナトリウム、過酸化ナトリウムを製造する事業所をいう。

主として上記以外のナトリウム化合物を製造する事業所は小分類 201 [2011] 又は細分類 2029 に、主として塩を製造する事業所は細分類 2025 に分類される。

○ソーダ灰製造業：か性ソーダ製造業；液体塩素製造業；塩酸製造業；塩酸ガス製造業；さらし粉製造業；重炭酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）

×塩製造業 [2025]：シアン化ナトリウム製造業 [2029]；フェロシアン化ナトリウム製造業 [2029]；カリウム塩製造業 [2029]

## 2022 電 炉 工 業

主として電炉処理によってカーバイド（カルシウムカーバイド）、りん、りん酸及び人造黒鉛を製造する事業所をいう。

主として湿式により、りん酸を製造する事業所は細分類 2029 に分類される。

○カーバイド（カルシウムカーバイド）製造業；人造黒鉛製造業；りん酸製造業（電炉によるもの）

×石灰窯素製造業 [2011]；シリコンカーバイド製造業 [2571]；黒鉛製品製造業 [256]

## 2023 無機顔料製造業

主として塗料、印刷インキ、プラスチック、窯業製品などの顔料としてあるいは紙及びゴムの充てん剤として使われる無機顔料を製造する事業所をいう。

主な製品は、酸化チタン、亜鉛華、リトポンなどの白顔料、カーボンブラック、鉄黒などの黒顔料、べんがら、黄鉛、紺青、群青、鉛丹、亜酸化銅、銀朱などの有彩顔料、炭酸カルシウム、沈降性硫酸バリウム、バライト粉などの体质顔料などである。

○無機顔料製造業；酸化チタン製造業；カーボンブラック製造業；べんがら製造業；黄鉛製造業；窯業顔料製造業；炭酸カルシウム製造業（体质顔料用）

## 2024 圧縮ガス・液化ガス製造業

主として圧縮又は液化した酸素、水素、炭酸ガス、窒素、ネオン、アルゴンなどを製造する事業所をいう。

固体炭酸ガス(ドライアイス)、溶解アセチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。

主としてアンモニアを製造する事業所は小分類201〔2011〕に、液体塩素を製造する事業所及び塩酸ガスを製造する事業所は細分類2021に、シアノ化水素を製造する事業所、ふっ化水素を製造する事業所は細分類2029に分類される。

また、販売業務に附隨して圧縮ガス、液化ガスの充てんを行うものは大分類I—卸売・小売業、飲食店〔5029〕に、他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行うものは大分類L—サービス業〔8599〕に分類される。

○圧縮酸素製造業；液体酸素製造業；圧縮水素製造業；ドライアイス製造業；溶解アセチレン製造業；ネオンガス製造業；アルゴン製造業；液体炭酸ガス製造業

×アンモニア製造業〔2011〕；液体塩素製造業〔2021〕；塩酸ガス製造業〔2021〕；シアノ化水素製造業〔2029〕；ふっ化水素製造業〔2029〕；エチレン製造業〔2031〕；酸化エチレン製造業〔2031又は2032〕；ブタジエン製造業〔2031又は2032〕；塩化ビニル(モノマー)製造業〔2031又は2032〕；塩化メチル製造業〔2033〕；臭化メチル製造業〔2033〕；フロン製造業〔2033〕；天然ガス又は石油ガスを圧縮又は液化したものを製造する事業所〔0711、0721又は2111〕

## 2025 塩 製 造 業

主として塩を製造する事業所をいう。

主として食卓塩などの精製塩を製造する事業所も本分類に含まれる。

○製塩業；食卓塩製造業；精製塩製造業；かん水(濃縮塩水)製造業；地区塩業組合

## 2029 その他の無機化学工業製品製造業

主として他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、硫酸、ほう酸、ふっ化水素酸、無水クロム酸、クロルスルfonyl酸などの無機酸、ナトリウム、カリウム、アルミニウム、カルシウム、クロムバリウム、マグネシウム、水銀、ニッケル、鉛、銀、亜鉛、鉄などの無機化合物で他に分類されないものである。過酸化水素、明ばん、けい酸ナトリウム、トリポリリン酸ナトリウム、化学肥料以外のアンモニウム化合物、臭素、よう素、活性炭、触媒などを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として硝酸、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムを製造する事業所は小分類 201〔2011〕に、か性ソーダ、ソーダ灰、塩酸などを製造する事業所は細分類 2021 に、診断用試薬を製造する事業所は小分類 206〔2062〕に、診断用以外の試薬を製造する事業所は小分類 209〔2098〕に分類される。

また、アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は中分類 27〔2716〕に分類される。

○硫酸製造業；クロム塩製造業；バリウム塩製造業；りん化合物製造業（電炉処理によるりん酸を除く）；ほう酸製造業；ふっ化水素酸製造業；硫酸製造業；ひ酸塩製造業（殺虫剤を除く）；臭素製造業；臭化物製造業；金属カリウム製造業；カリウム塩製造業；金属カルシウム製造業；カルシウム塩製造業；マグネシウム塩製造業；海水マグネシア製造業；無機塩類製造業；硝酸銀製造業；明ばん製造業；二硫化炭素製造業；活性炭製造業；よう素製造業；ナトリウム塩製造業（他に分類されないもの）；触媒製造業；シアン化ナトリウム製造業；シアン化水素製造業；フェロシアン化ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（有機系及び有機系、無機系混成のものを除く）

×硫酸アンモニウム製造業〔2011〕；硝酸アンモニウム製造業〔2011〕；重碳酸ナトリウム製造業〔2021〕；カーバイド（カルシウムカーバイド）製造業〔2022〕；電炉処理によるりん酸製造業〔2022〕；べんがら製造業〔2023〕；無機顔料製造業〔2023〕；医薬品製造業〔206〕；診断用試薬製造業〔2062〕；試薬製造業（診断用以外のもの）〔2098〕；プラスチック安定剤製造業（有機系）〔2039〕；プラスチック安定剤製造業（無機系、有機系混成のものを除く）〔2099〕

原則として工業原料として用いられる有機化学工業製品を主として製造する事業所をいう。

主として医薬品を製造する事業所は小分類 206 に、合成繊維を製造する事業所は小分類 204〔2042〕に、石けん、グリセリン、他の油脂製品を製造する事業所は小分類 205 に、農薬を製造する事業所は小分類 209〔2092〕に、香料を製造する事業所は小分類 209〔2093〕に、化粧品、歯磨きを製造する事業所は小分類 209〔2094〕に、木材乾留製品、しょう腦を製造する事業所は小分類 209〔2097〕に、塗料、印刷インキを製造する事業所は小分類 205〔2054, 2055〕に、診断用試薬を製造する事業所は小分類 206〔2062〕に、診断用以外の試薬を製造する事業所は小分類 209〔2098〕に分類される。

#### 2031 石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)

主として石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離又はその他の化学的処理により石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその連産品）を製造する事業所並びに同一事業所で石油化学基礎製品から一貫して脂肪族系中間物、環式中間物、プラスチック原料、合成繊維原料、プラスチック、合成ゴムなどの誘導品を製造する事業所をいう。

分解ガソリン、改質ガソリンから抽出によってベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール）を製造する事業所、石油からノルマルパラフィンを製造する事業所、石油の直接酸化によって酢酸などの脂肪族有機酸を製造する事業所並びに石油の分解によってアセチレン及びエチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として石油又は石油副生ガスを原料としてアンモニアを製造する事業所は小分類 201〔2011〕に、主として石油又は石油副生ガスを原料としてメタノール、ホルマリンを製造する事業所は細分類 2033 に分類される。

主として石油化学基礎製品を他から受け入れて脂肪族系中間物を製造する事業所は細分類 2032 に、環式中間物を製造する事業所は細分類 2036 に、プラスチックを製造する事業所は細分類

2037 に、合成ゴムを製造する事業所は細分類 2038 に分類される。

また、主として天然ガス、石炭を原料としてメタノール、ホルマリン、塩化メチル、塩化メチレン、四塩化炭素などを製造する事業所は細分類 2033 に分類される。

○ナフサ分解によるエチレン・プロピレン及び連産品（ブタン、ブチレン、分解がソリンなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；石油を原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業；ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業；ナフサ分解によるアセチレン・エチレン製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；原油分解によるアセチレン・エチレン及び連産品（タール、ピッチなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業

×他から受け入れたエチレン、プロピレン又は他から受け入れたアセトアルデヒドによる酢酸、その他脂肪族系中間物製造業(2032)；カーバイド法アセチレンを原料とする酢酸製造業(2032)；メタン誘導品製造業(2033)；コールタルを原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業(2035)；他から受け入れたエチレン又は他から受け入れた二塩化エチレンによる塩化ビニル（モノマー）製造業(2032)；他から受け入れたエチレン又はプロピレンによるプラスチック製造業(2037)；カーバイド法アセチレンを原料とする塩化ビニル（モノマー）製造業(2032)

## 2032 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）

主としてエチレン、プロピレンなどのオレフインからの誘導品を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) 合成エチルアルコール、イソプロピルアルコール、ブタノール、ヘプタノール、オクタノール、デカノール、合成洗剤用高級アルコールなどのアルコール類
- (2) アセトアルデヒド、クロトンアルデヒドなどのアルデヒド類
- (3) アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチケトンなどのケトン類
- (4) 酢酸などの脂肪族有機酸及びそのエステル

- (5) 酸化エチレン及びエチレングリコール, ジエチレングリコール, ポリエチレングリコールなどの酸化エチレン誘導品
- (6) 酸化プロピレン及びプロピレングリコール, ポリプロピレングリコールなどの酸化プロピレン誘導品
- (7) トリクロルエチレン, テトラクロルエチレン, 二塩化エチレン, 二臭化エチレンなどのハロゲン化物
- (8) 塩化ビニル(モノマー), メタクリル酸メチル, 塩化ビニリデン(モノマー), アクリロニトリル, 酢酸ビニルなどの脂肪族系モノマー
- (9) ノネン, ドデセン及びこれらの誘導品などである。

主としてアセチレンを原料として、上記の製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素から上記の製品を一貫して製造する事業所は細分類 2031 に分類される。

また、主としてメタノール, ホルマリンなどメタン誘導品を製造する事業所は細分類 2033 に分類される。

○アセチレンを原料とするアセトアルデヒド・酢酸・酢酸エチル・トリクロルエチレン・テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)・酢酸ビニル製造業；アセチレンを原料とする塩化ビニル(モノマー)・塩化ビニリデン(モノマー)製造業；他から受け入れたアセトアルデヒドを原料とする酢酸・酢酸エチル・酢酸ビニル製造業；他から受け入れたエチレン又は酸化エチレンを原料とする酸化エチレン誘導品製造業；他から受け入れたプロピレン又は酸化プロピレンを原料とする酸化プロピレン誘導品製造業；プロピレンを原料とする塩化アリル・プロピレンクロルヒドリン・合成グリセリン製造業；ドデシルベンゼン製造業；ノネン製造業；ドデセン製造業

×ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業〔2031〕；メタノール製造業〔2033〕；ホルマリン製造業〔2033〕；塩化メチル製造業〔2033〕；塩化メチレン製造業〔2033〕；溶解アセチレン製造業〔2024〕；発酵法エチルアルコール製造業〔2034〕；スチレン(モノマー)製造業〔2031又は2036〕；塩化ビニル樹脂製造業〔2031又は2037〕；塩化ビニリデン樹脂製造業〔2037〕；天然物を原料とする高級アルコール製造業〔2039〕

主として天然ガス、炭鉱ガス、石油副生ガス中のメタンを原料とする製品を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) メタノール、ホルマリンなどのメタノール誘導品
- (2) 塩化メチル、塩化メチレン、クロロホルム、四塩化炭素、ふっ化メチル、臭化メチルなどのメタンハロゲン化物などである。

主として石油又は石炭を原料としてメタノール及びメタノール誘導品を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として天然ガスを原料として、アンモニアを製造する事業所は小分類 201〔2011〕に、カーボンブラックを製造する事業所は小分類 202〔2023〕に分類される。

○メタノール製造業；ホルマリン製造業；フロン製造業；塩化メチル製造業；塩化メチレン製造業

×アンモニア製造業〔2011〕；カーボンブラック製造業〔2023〕；合成エチルアルコール製造業〔2032〕；トリクロルエチレン製造業〔2032〕；テトラクロルエチレン製造業〔2032〕；ホルマリン系プラスチック製造業〔2037〕；けい素樹脂製造業〔2037〕；ふっ素樹脂製造業〔2037〕

## 2034 発酵工業

主として発酵法によりエチルアルコール、くえん酸、乳酸、石油たん白、その他の有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

合成エチルアルコールを製造する事業所は細分類 2032 に分類される。

また、主として発酵法により食料品を製造する事業所は中分類 12 に、飲用アルコール、茶を製造する事業所は中分類 13 に、医薬品を製造する事業所は小分類 206 に分類される。

○エチルアルコール製造業（発酵法によるもの）；くえん酸製造業（発酵法によるもの）；乳酸製造業（発酵法によるもの）；石油たん白製造業（発酵法によるもの）

×焼ちゅう製造業〔1324〕；混成酒製造業〔1324〕；飲料用アルコール製造業〔1324〕；清酒製造業〔1323〕；グルタミン酸ソーダ製造業（発酵法によるもの）〔1243〕

## 2035 コールタール製品製造業

主としてコールタール又はガス軽油からコールタール製品を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) ベンゼン (ベンゾール), トルエン (トルオール), キシレン (キシロール)などの軽油製品
- (2) 分留石炭酸, クレゾールなどのタール酸類
- (3) クレオソート油, ナフタリン, アントラセンなどの中油や重油の製品並びに精製コールタール, ピッチなどである。

主として分解ガソリン, 改質ガソリンから抽出によってベンゼン (ベンゾール), トルエン (トルオール), キシレン (キシロール) を製造する事業所は細分類 2031 に分類される。

○石炭化学系ベンゼン (ベンゾール) 類製造業; クレオソート油製造業; 石炭化学系ナフタリン製造業; クレゾール類製造業; コールタール分留物製造業; アントラセン製造業

×石油化学系ベンゼン類製造業 (2031); 石油精製業 (2111); コークス製造業 (2131)

## 2036 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業

主としてプラスチック, 合成纖維, 合成染料, 医薬品, 農薬などの原料として用いられる環式中間物, 合成染料及び有機顔料を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) テレフタル酸, ジメチルテレフタレート, スチレン (モノマー), メタキシレンジアミン, トルイレンジイソシアネート (T. D. I), カプロラクタム, シクロヘキサン, シクロヘキサノンなど合成纖維又はプラスチックの原料
- (2) 合成石炭酸, アニリン, トルイジン, クロルベンゼンなどのベンゼン系誘導品
- (3) 無水フタル酸, ナフチルアミン, アントラキノンなどのナフタリン系及びアントラセン系誘導品

- (4) 合成ピリジン, 合成キノリン, チオフェン, フルフラールなどの複素環式化合物及びその誘導体
  - (5) 合成染料及び染料中間物
  - (6) 医薬品中間物, 農薬中間物
  - (7) 有機顔料
- などである。

主として上記の製品を石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は細分類 2031 に分類される。

主として無機顔料を製造する事業所は小分類 202 [2023] に、天然染料を製造する事業所は小分類 209 [2097] に分類される。  
 ○テレフタル酸 (T. P. A) 製造業；ジメチルテレフタレート (D. M. T) 製造業；スチレン (モノマー) 製造業；メタキシレンジアミン製造業；トルイレンジイソシアネート (T. D. I) 製造業；ジフェニルメタンジイソシアネート (M. D. I) 製造業；シクロヘキサン製造業；シクロヘキサンノン製造業；カブロラクタム製造業；合成石炭酸製造業；合成染料製造業（食用染料を含む）；染料医薬中間物製造業；有機顔料製造業；ベンゼン系又はナフタリン系誘導品製造業（ニトロベンゼン, クロルベンゼン, トルイジン, サルチル酸, 塩化ベンジル, ナフトール, ジメチルアニリン安息香酸など）；多環式中間物製造業（アントラセン, フェナントレン誘導品など）；複素環式中間物製造業（合成ピリジン, 合成キノリン, チオフェン, フルフラール及びこれらの誘導品）；ベンゼンヘキサクロライド (B. H. C) (原体) 製造業；無水タル酸製造業  
 ×無機顔料製造業 (2023)；ドデシルベンゼン製造業 (2032)；フェノール系プラスチック製造業 (2037)；医薬品製造業 (206)；農薬製造業 (2092)；天然染料製造業 (2097)；絵具製造業 (3444)

### 2037 プラスチック製造業

主としてプラスチックを粉末, 粒状, 液体の形で製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) フェノール樹脂, ユリア樹脂, メラミン樹脂, アルキド樹脂などの熱硬化性樹脂
- (2) ポリエチレン, 塩化ビニル樹脂, ポリスチレン, ポリプロピレンなどの熱可塑性樹脂（共重合樹脂を含む）
- (3) セルローズ系プラスチックなどの半合成樹脂

などである。

主として上記の製品を石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は細分類 2031 に分類される。

主として化学繊維を製造する事業所は小分類 204 に、写真フィルムを製造する事業所は小分類 209 [2096] に、合成皮革を製造する事業所は中分類 22 [2224] に、セロファンを製造する事業所は中分類 18 [1891] に、プラスチック製の管、板、フィルム、プラスチック製の食器などのプラスチック製品を製造する事業所は製品の種類によって中分類 22 又はその他の中分類に分類される。大豆グルーなどの接着剤を製造する事業所は小分類 209 [2095] に分類される。

○ポリエチレン製造業；ポリスチレン製造業；ポリプロピレン製造業；塩化ビニル樹脂製造業；ポリビニルアルコール製造業；ポリブタジエン（樹脂）製造業；エチレン-酢酸ビニル共重合樹脂製造業；ポリイソブチレン（樹脂）製造業；けい素樹脂製造業；ユリア樹脂製造業；メラミン樹脂製造業；フェノール樹脂製造業；セルロイド生地製造業；たん白可塑物製造業；ホルマリン系プラスチック製造業；ふっ素樹脂製造業；写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業；硝化綿製造業

×エチレン・プロピレン製造業 [2031]；二塩化エチレン製造業 [2032]；ポリエチレングリコール製造業 [2032]；ポリプロピレングリコール製造業 [2032]；アクリロニトリル製造業 [2032]；酢酸ビニル製造業 [2032]；ノネン製造業 [2032]；ドデセン製造業 [2032]；ホルマリン製造業 [2033]；フロン製造業 [2033]；スチレン（モノマー）製造業 [2031 又は 2036]；T. D. I 製造業 [2036]；カブロラクタム製造業 [2036]；合成石炭酸製造業 [2036]；無水タル酸製造業 [2036]；尿素製造業 [2011]；プラスチック製品製造業（製品の種類によって中分類 22 又はその他に分類される）；テレフタル酸製造業 [2036]

## 2038 合成ゴム製造業

主として合成ゴム（合成ラテックスを含む）を製造する事業所をいう。

主な製品は、スチレン-ブタジエンラバー (S. B. R), アクリロトリル-ブタジエンラバー (N. B. R), ブタジエンラバー (B. R), クロロプロレンラバー (C. R), イソプレンラバー (I. R), エチレン-プロピレンラバー (E. P. D. M),

イソブレン-イソブチレンラバー (I. I. R) などである。

主として上記の製品を石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は細分類 2031 に分類される。

主として合成ゴム製品及び天然ゴム製品を製造する事業所は中分類 23 に分類される。

○合成ゴム製造業；合成ラテックス製造業

×プラスチック製造業 [2037]；ゴム製品製造業 [23]

### 2039 その他の有機化学工業製品製造業

主として他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) こはく酸、酒石酸などの他に分類されない有機酸及び有機酸の金属塩
- (2) 天然物を原料とするオクチルアルコール、ラウリルアルコールなどの高級アルコール
- (3) フタル酸ジブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、りん酸トリクレジルなどの可塑剤
- (4) ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、ガソリン添加物、潤滑油添加剤などの有機添加剤
- (5) サッカリン、シクロヘキシルスルファミン酸ナトリウムなどの人工甘味剤
- (6) 合成なめし剤
- (7) 過酢酸、メチルエチルケトンパーオキサイドなどの有機過酸化物などである。

主として酢酸を製造する事業所は細分類 2031 又は 2032 に、コールタール製品を製造する事業所は細分類 2035 に、環式中間物、合成染料、有機顔料を製造する事業所は細分類 2036 に、プラスチックを製造する事業所は細分類 2037 に、発酵法によるエチルアルコール、くえん酸、乳酸を製造する事業所は細分類 2034 に、医薬品を製造する事業所は小分類 206 に、石けん、合成洗剤、脂肪酸、グリセリンを製造する事業所は小分類 205 に、

香料を製造する事業所は小分類 209〔2093〕に、化粧品、歯磨きを製造する事業所は小分類 209〔2094〕に、天然樹脂及び木材を原料とする化学薬品を製造する事業所は小分類 209〔2097〕に分類される。

○有機酸製造業（他に分類されるものを除く）；有機酸塩製造業；可塑剤製造業；サッカリン製造業；ゴム加硫促進剤製造業；ゴム老化防止剤製造業；合成なめし剤製造業；合成タンニン製造業；天然物を原料とする高級アルコール製造業；繊維素グリコール酸ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系及び無機系、有機系混成のものを除く）

×石油化学系基礎製品製造業〔2031〕；脂肪族系中間物製造業〔2031又は2032〕；メタン誘導品製造業〔2033〕；コールタール製品製造業〔2035〕；環式中間物製造業〔2031又は2036〕；プラスチック製造業〔2031又は2037〕；石けん・合成洗剤製造業〔2052〕；香料製造業〔2093〕；化粧品製造業〔2094〕；木材化学製品製造業〔2097〕；プラスチック安定剤製造業〔2029〕；プラスチック安定剤製造業（無機系、有機系混成のものを除く）〔2099〕

## 204 化学繊維製造業

### 2041 レーヨン・アセテート製造業

主としてレーヨン・アセテートを製造する事業所をいう。

主な製品は、レーヨン糸、強力レーヨン糸、キュプラ（銅アンモニア糸）、スフ（ビスコース短纖維）、アセテート長纖維、アセテート短纖維などの纖維である。

○レーヨンフィラメント製造業；スフ（ビスコース短纖維）製造業；アセテート長纖維製造業；アセテート短纖維製造業

×スフ紡績業〔1422〕

### 2042 合成纖維製造業

主として合成纖維を製造する事業所をいう。

主な製品は、ナイロン、ビニロン、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエステル、ポリエチレン、アクリル、ポリプロピレンなどの纖維である。

○ナイロン纖維製造業；ビニロン纖維製造業；ポリ塩化ビニリデン纖維製造業；ポリ塩化ビニル纖維製造業；ポリエステル纖維製造業；ポリエチレン纖維

製造業；アクリル繊維製造業；ポリプロピレン繊維製造業；スパンデックス  
(弾性繊維) 製造業

205 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

2051 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業

主として動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所をいう。

主として石けんを製造する事業所は細分類 2052 に分類される。

○脂肪酸製造業；硬化油製造業（工業用、食用）；グリセリン製造業

×ショートニング製造業〔1283〕；マーガリン製造業〔1283〕；動植物油脂製造業〔128〕；食用精製油脂製造業〔1283〕

2052 石けん・合成洗剤製造業

主として石けん、合成洗剤を製造する事業所をいう。

主として石けん、合成洗剤以外の洗浄及び磨き用剤などを製造する事業所は細分類 2056 に、また、シャンプー、ひげそりクリームを製造する事業所は小分類 209〔2094〕に分類される。

○石けん製造業；浴用石けん製造業；洗濯石けん製造業；工業用石けん製造業；カリ石けん製造業；家庭用合成洗剤製造業；工業用合成洗剤製造業

×洗浄剤（石けん、合成洗剤を除く）・磨き用剤製造業〔2056〕；シャンプー製造業〔2094〕；ひげそりクリーム製造業〔2094〕

2053 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）

主として繊維、農薬、紙、パルプなどの製造加工に用いる陰イオン、陽イオン、両性イオン、非イオン活性剤（石けん、合成洗剤を除く）を製造する事業所をいう。

主として切削油、潤滑油及びグリースを製造する事業所は中分類 21〔212〕に分類される。

○界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）；繊維用油剤製造業

×潤滑油製造業（石油精製業によらないもの）〔2121〕；グリース製造業（石油精製業によらないもの）〔2122〕；潤滑油・グリース製造業（石油精製業による

もの) [2111]

#### 2054 塗料製造業

主としてペイント、ワニス(電気絶縁ワニスを含む)、エナメル、ラッカー、パテ、酒精ワニス、漆及びその他の塗料を製造する事業所をいう。

主な製品は、ボイル油、油性塗料、油ワニス、エナメル類、船底塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、水系塗料、合成樹脂塗料、シンナー類などである。

主としてプラスチックを製造する事業所は小分類 203 [2037] に、油絵具及び水彩絵具を製造する事業所は中分類 34 [3444] に、有機顔料を製造する事業所は小分類 203 [2036] に、無機顔料を製造する事業所は小分類 202 [2023] に分類される。

○エナメル製造業；ワニス製造業；ペイント製造業；水系塗料製造業；船底塗料製造業；漆製造業；合成樹脂塗料製造業

×有機顔料製造業 [2036]；油絵具製造業 [3444]

#### 2055 印刷インキ製造業

主として印刷インキ、新聞インキ、石版インキを製造する事業所をいう。

主として筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は小分類 209 [2099] に分類される。

○印刷インキ製造業；新聞インキ製造業

×筆記用・スタンプ用インキ製造業 [2099]

#### 2056 洗浄剤・磨用剤製造業

主として石けん・合成洗剤以外の洗浄剤、磨き用剤、つや出し剤及びその関連製品を製造する事業所をいう。

主として石けん、合成洗剤を製造する事業所は細分類 2052 に、繊維及び皮革工業などの用に供する界面活性剤を製造する事業所は細分類 2053 に分類される。

- クレンザー製造業；つや出し剤製造業；洗浄剤（石けん、合成洗剤でないもの）製造業；磨粉製造業；金属磨用剤製造業；革つや出し製造業；靴クリーム製造業；塗装ワックス製造業  
×石けん・合成洗剤製造業〔2052〕；繊維用油剤製造業〔2053〕

2057 ろうそく製造業

主として鉱物性及び動植物性ろうからろうそくを製造する事業所をいう。

- ろうそく製造業

206 医薬品製造業

主として医薬品の原薬並びに医薬品及び部外品の製剤（他に分類されるものを除く）を製造する事業所をいう。

主として薬用に供せられる動物、植物、鉱物から選別、調整、小分けなどにより生薬を製造する事業所も本分類に含まれる。

2061 医薬品原薬・製剤製造業

主として医薬品の原末、原液を製造し、又はこれから一貫して医薬品、医薬部外品の製剤（生物学的製剤、動物用医薬品及び動物用医薬部外品を除く）を製造する事業所をいう。

- 医薬品原末製造業；医薬品原液製造業；医薬品原薬・医薬品・医薬部外品製剤製造業

×農薬製造業〔2092〕

2062 医薬品製剤製造業

医薬品の原末、原液を製造することなく、主として医薬品、医薬部外品の製剤（生物学的製剤、動物用医薬品及び動物用医薬部外品を除く）を製造（小分けを含む）する事業所をいう。

- 内服薬製造業；注射剤製造業；外用薬製造業；殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）；蚊取り線香製造業；殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）；診断用試薬製造業；医療用植物油脂製造業；医療用動物油脂製造業；薬用酵母剤製造業  
×はえ取り紙製造業〔3499〕；試薬製造業（診断用を除く）〔2098〕

### 2063 生物学的製剤製造業

主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所をいう。

○ワクチン製造業；血清製造業；保存血液製造業（血液センター、血液銀行）

### 2064 生薬製造業

主として動物、植物、又は鉱物から選別、調整、小分けなどにより生薬を製造する事業所をいう。

○日本薬局方生薬製造業；和漢生薬製造業；生薬小分け業

×寒天製造業〔1223〕

### 2065 動物用医薬品製造業

主として動物用の医薬品及び医薬部外品を製造する事業所をいう。

○繁殖用薬製造業；飼料添加剤製造業（成長促進剤など）

## 209

### その他の化学工業

#### 2091 火薬類製造業

主として黒色火薬、無煙火薬、ダイナマイト、カーリット、導火線、工業雷管などの産業用火薬類並びに弾薬などの原料となる爆薬、無煙火薬などを製造する事業所をいう。

主として武器用の信管、火管及び雷管を製造する事業所は中分類33〔3361〕に分類される。

○黒色火薬製造業；産業用・武器用無煙火薬製造業；硝安爆薬製造業；ダイナマイト製造業；カーリット製造業；導火線製造業；導爆線製造業；工業雷管製造業；電気雷管製造業；信号雷管製造業；獵用火工品製造業；銃用雷管製造業；獵銃用実包・空包製造業；建設用空包製造業；捕鯨用信管・火管・雷管製造業；トリニトロ化合物製造業（火薬類に限る）；硝酸エステル製造業（火薬類に限る）；硝安油剤爆薬製造業

×火薬類の入っていない武器用信管製造業〔3343〕；武器用信管・火管・雷管装てん組立業〔3361〕

2092 農薬製造業

主として銅製剤、ひ酸塩製剤、石灰硫黃合剤などの無機殺虫・殺菌剤、除虫菊乳剤、ニコチン製剤、D. D. T製剤、B. H. C製剤、硫黃系、水銀系及びりん系の殺虫・殺菌剤などの農薬を製造する事業所をいう。

主として農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤を製造する事業所は小分類 206 [2062] に分類される。

○殺虫剤製造業（農薬に限る）；殺菌剤製造業（農薬に限る）；ニコチン製剤製造業；硫酸銅製剤製造業（殺菌用のもの）；ひ酸鉛・同製剤製造業；ひ酸カルシウム・同製剤製造業；D. D. T製剤製造業；B. H. C製剤製造業；除虫菊乳剤製造業；除草剤製造業；植物成長調整剤製造業

×殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）[2062]；殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）[2062]

2093 香料製造業

主として天然香料、合成香料又は調合香料を製造する事業所をいう。

○天然香料製造業；くろもじ油製造業；みかん油製造業；苦へん桃油製造業；バルサム精製業；薄荷油精製業；合成香料製造業；調合香料製造業

×香水製造業 [2094]；しょう腦油製造業 [2097]

2094 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

主として化粧水、おしろい、クリーム、口紅、シャンプー、ローション、香油、ポマード、美そう（爪）料、香水、歯磨きなど（エアゾール方式の化粧品を含む）を製造する事業所をいう。

主として石けん、合成洗剤を製造する事業所は小分類 205 [2052] に分類される。

○化粧品製造業；香水製造業；おしろい製造業；口紅製造業；ポマード製造業；クリーム製造業；シャンプー製造業；白髪染製造業；歯磨製造業；ひげそりクリーム製造業

×浴用石けん製造業〔2052〕；香料製造業〔2093〕

### 2095 ゼラチン・接着剤製造業

主として動物系ゼラチン、動植物系接着剤及び合成樹脂系接着剤を製造する事業所をいう。

主としてゴム系接着剤を製造する事業所は中分類23〔2333〕に、医療用接着剤を製造する事業所は中分類32〔3234〕に分類される。

主としてゼラチンを原料として菓子を製造する事業所及び寒天を製造する事業所は中分類12〔1272, 1223〕に、主として接着剤原料用プラスチックを製造する事業所は小分類203〔2037〕に分類される。

○にかわ製造業；ゼラチン製造業；大豆グルー製造業；ミルクカゼイングルー製造業；合成樹脂系接着剤製造業；プラスチック系接着剤製造業

×ゼラチン菓子製造業〔1272〕；寒天製造業〔1223〕；カゼイン製造業〔1212〕；ゴム系接着剤製造業〔2333〕；医療用接着剤製造業〔3234〕；事務用のり製造業〔3449〕

### 2096 写真感光材料製造業

主として写真フィルム、感光紙、乾板などの感光材料並びに写真用化学薬品（写真用として包装したもの）を製造する事業所をいう。

○写真フィルム製造業（X線フィルムを含む）；印画紙製造業；乾板製造業；青写真感光紙製造業；複写感光紙製造業；製版用感光性樹脂製造業；感光紙用化学薬品製造業；写真用化学薬品製造業（メトール、ハイドロキノン、調合剤などの包装したもの）

×写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業〔2037〕

### 2097 天然樹脂製品・木材化学製品製造業

主として乾留、抽出などにより天然樹脂、木材、木皮、その他の植物性原料からテレピン油、ロジン、しょう脳、天然染料、なめし剤、これらの関連製品などを製造する事業所をいう。

主として動物性原料から天然の染料を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として木炭を製造する事業所（乾留製品の製造を主な目的としないもの）及び天然樹脂を採取する事業所は大分類B-林業に、合成染料を製造する事業所は小分類 203 [2036] に分類される。

○木材乾留業；松根油製造業；木タール製造業（木材乾留によるもの）；木酢酸製造業（木材乾留によるもの）；テレピン油製造業；なめし剤製造業（天然のもの）；タンニン抽出業（天然のもの）；タンニンエキス製造業；天然染料製造業；あい（藍）染料製造業；あかね染料製造業；しょう脳製造業；しょう脳油製造業；ダンマルガム精製業；コーパルガム精製業；セラック製造業

×木炭製造業 [0222]；樹脂採取業 [0299]；活性炭製造業 [2029]；合成染料製造業 [2036]；合成なめし剤製造業 [2039]；天然香料製造業 [2093]

#### 2098 試薬製造業

主として試薬を製造する事業所をいう。

○試薬製造業（診断用試薬を除く）

×診断用試薬製造業 [2062]；医薬品製造業 [206]

#### 2099 他に分類されない化学工業製品製造業

主として他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、筆記用及びスタンプ用インキ、デキストリン、家庭用防臭剤、防水剤、骨炭、浄水剤、イオン交換樹脂などである。

○デキストリン製造業；浄水剤製造業；イオン交換樹脂製造業；防臭剤製造業；筆記用インキ製造業；スタンプ用インキ製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系、有機系混成のもの）

×カゼイン製造業 [1212]；ふのり製造業 [1222]；蚊取り線香製造業 [2062]；線香製造業 [3499]；診断用試薬製造業 [2062]；接着剤製造業 [2095]；事務用のり製造業 [3449]；墨・墨汁製造業 [3449]